

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.165 August 2016

Contents

投資情報

不動産登記費用徴収対象の明確化..... 2

税務情報

中国国外で行われる吸収合併に対する特殊税務処理の適用に関する判決
～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ 5

投資入門 Q&A 第8回

中国企業の持分価値評価の留意点..... 9

中国業務に関する主なお問合せ先..... 12

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

不動産登記費用徴収対象の明確化

2016年7月12日、中国財政部と国家発展改革委員会は連名で、「不動産登記費用の関連政策問題に関する通知」(財税[2016]79号以下、「登記費用通知」と表記)を公布し、同日施行されました。これは2015年3月に施行された「不動産登記暫定条例」(國務院令第656号)における不動産統一登記に関する費用徴収対象を明確化するための通知です。

登記費用通知の公布の背景には、不動産統一登記制度の推進があります。不動産統一登記制度は、政府職能の転換、行政手続の簡素化の一環として、2007年に施行された「物権法」により規定されました。従来、農業管理部門・林業管理部門・住宅管理部門等がそれぞれ独自に不動産登記、費用徴収を行っていたことにより、権利者の負担増加や各部門の縦割り行政による非効率等の問題が生じていたため、物権法の施行は、これらの問題点を改善し、登記機構・登記帳簿・登記根拠・情報システムを全国的に統一することを目指したものでした。しかしながら、各部門の分掌管理に起因したセクショナリズムや、登記根拠・登記情報の保管方法等において多くの相違が存在していることが、不動産統一登記制度の推進の弊害となっていました。その後、2015年3月になって不動産登記暫定条例及び実施細則が施行され、ようやく不動産統一登記の基本管理制度が確立されました。2015年末までにすでに24の省において省レベルの不動産登記機構の統一が完了し、更に2018年を目途に全国的に不動産登記の情報システムを連携させる目標が掲げられたことから、不動産統一登記制度への移行が確実に進んでいることが窺えます。ただし、不動産登記機構の整備が完成されていない県レベル以上の都市では、従来通りの登記手続を行う必要がある点は注意が必要です。

以下、登記費用通知に基づき、費用徴収対象、費用免除対象、費用減額対象等の概要を解説します。

1 費用徴収対象と徴収方法

以下の不動産権利に関する新規登記、変更登記、譲渡登記、更正登記、異議登記が費用徴収対象となります。

- 住宅等の建築物、構築物の所有権及びその建設用地使用権、宅地使用権や海域使用権
- 建築物・構築物のない建設用地の使用権や宅地使用権
- 森林・林木所有権及び占用した林地の請負経営権又は国有林地の使用権
- 農用地、草地、水域、干潟等の土地の請負経営権
- 地役権
- 抵当権

上記を除く不動産登記(抹消登記、予告登記と差押登記¹)及び、不動産登記機構の誤りによる更正登記は費用徴収されません。

不動産登記費用は1件につき定額徴収であり、1つの不動産²における1つの不動産権利の登記を1件として扱います。

¹ 「不動産登記暫定条例」(國務院令第656号)第3条「不動産登記種類」による。

² 1つのローンで同一土地にある複数の抵当物件が抵当権登記を行う際、1件であると見なされます。

なお、具体的な費用金額は、別途国家発展改革委員会と財政部が制定することとなり、明記されていませんので、追加の公布にご留意ください。

不動産登記費用は原則として登記申請人が支払いますが、複数の当事者が規定に従い共同申請を行った場合、不動産登記費用は不動産権利者が支払うこととなり、権利者が複数存在する際、費用を共同納付することとなりますが、費用の分担については各自の協議に委ねられます。また、不動産抵当権の登記は、不動産抵当権者が登記費用を負担することとなります。

不動産登記費用には、一部の不動産権利所属証書の作成費が含まれますが、二部以降の交付は、別途証書作成費が徴収されます。

また、不動産登記機構は法に従い不動産登記証明を発行しますが、登記証明の作成費は徴収しません。

2 費用免除対象

以下の不動産登記については、登記費用が免除されます。

- 住宅に附属するガレージ、駐車専用地、貯蔵室等の登記で、不動産権利所属証書や登記証明を個別に発行しない場合
- 零細企業(個人事業者を含む)が不動産登記を申請した場合
- 行政区画の調整で不動産所在地の名称が変更された場合の変更登記
- 農村コミュニティ経済組織メンバーが家庭での請負その他の方法で請け負って取得した農用地の請負経営権を登記申請した場合
- 農村コミュニティ経済組織メンバーが家庭での請負その他の方法で請け負って取得した森林・林木の所有権及び占用した林地の請負経営権を登記申請した場合
- その他法令法規により費用免除と規定する事象

3 費用減額対象

費用減額対象には、①不動産登記費用のうち、不動産権利所属証書の作成費のみを徴収する場合と、②不動産登記費用を半額とする場合があります。

① 不動産登記費用のうち、不動産権利所属証書の作成費のみを徴収する場合

- 宅地使用权のみの登記
- 宅地使用权及び地上住宅所有権の登記
- 夫婦共有不動産の権利者名義を夫婦の片方や両方へ変更するための登記
- 不動産権限所属証書の紛失や毀損等原因により証書の再発行の申請

② 不動産登記費用を半額とする場合

- 不動産権利者の名称や名前の変更に伴う変更登記
- 同一不動産権利者による不動産の分割や合併に伴う変更登記
- 更正登記と異議登記

- 保障性住宅所有権及びその占有用地使用権の登記
- その他法規法令により費用半額と規定する事象

4 従来の不動産権利証書は有効

不動産統一登記制度では、登記手続、発行される権利証書等が一本化され、これまで各所管部門がそれぞれに行っていた権利証書の発行は停止されることとなりますが、改正前の制度にしたがい各所管部門が発行した権利証書は依然として有効であるとされます。権利者の負担増加を防ぐため、統一化された権利証書(以下“新証書”と表記)への書き換えは強制されておらず、あくまでも権利者の判断に委ねられています。

権利関係が変動せず、新たな登記事象が発生しない限り、権利者が自主的に新証書への書き換えを申請した場合を除いて、登記費用は徴収されません。なお、変更登記や譲渡登記等、新たな不動産登記を行う際には、新証書が交付されます。

税務情報

中国国外で行われる吸収合併に対する特殊税務処理の適用に関する判決 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

2015年12月、山東省煙台市芝罘区人民法院は、イタリアの企業2社が中国国外で吸収合併を行ったことにより生じた中国企業の持分の譲渡(出資者の変更)に対して、中国で特殊税務処理は適用できないという判決³を下した。これにより、当該持分譲渡に係るキャピタルゲインに対して中国で課税すべきとした税務局の主張が認められたことになる。

再編取引に係る中国の現行の税務規定(財税[2009]59号を参照、以下「59号通達」)によれば、再編取引の企業所得税処理には一般税務処理と特殊税務処理がある。一般税務処理を適用する場合、再編が行われる時点で関連の持分または資産の譲渡損益を認識し、譲渡側の課税所得の計算に反映させる。これに対して、一定の条件を満たす再編取引に特殊税務処理を適用する場合、再編が行われる時点では関連の持分または資産の譲渡損益は認識せず、課税が繰り延べられる。クロスボーダーの再編取引については、基本的な条件に加えて、追加的な条件も満たさなければ、特殊税務処理を適用することはできない。

事案の概要

芝罘区人民法院が扱った事案は、原告である Illva Saronno Holding S.p.A.(以下「イタリア親会社」または「納税者」)が2012年7月に、株主総会の決議に基づき、その全額出資子会社である Illva Saronno Investment S.r.l.(以下「イタリア子会社」)を吸収合併したというものである。吸収合併後、イタリア子会社は会社登記を抹消し、そのすべての資産と負債(中国居住者企業である煙台張裕集团有限公司の33%の持分を含む)はイタリア親会社が引き継いだ。中国の税務局は、当該合併取引により、中国居住者企業の33%の持分が(イタリア子会社からイタリア親会社に)直接譲渡されたことになるが、その譲渡価格が独立取引の原則に従っていないと認定し、中国居住者企業の2012年6月30日時点の純資産簿価を基準に調整した譲渡収入に基づいて算出した譲渡所得に対して、10%の源泉税を課した。イタリア親会社は、59号通達の規定に基づいて、当該取引には特殊税務処理を適用できると主張し、中国とイタリアの租税条約における無差別待遇条項も引用した。この主張は不服申立てによっても認められず、イタリア親会社は訴訟を提起した。

芝罘区人民法院の判決内容は以下のとおりである。

- 今回の吸収合併により、実質的にイタリア子会社が保有していた中国居住者企業の33%の持分の譲渡が生じた。
- 59号通達のクロスボーダー再編の規定に基づき、本事案の取引に特殊税務処理を適用することはできない。
- 非居住者企業に適用される税務規則は差別的なものではないが、原告は課税の決定に対して異議がある場合、租税条約における相互協議の申立てをすることができる。

³ 当該判決は2016年4月に中国裁判文書ネット(<http://wenshu.court.gov.cn>)で公表された。

デロイト中国のコメント

59号通達の第5条では、再編取引に特殊税務処理を適用する場合に満たすべき5つの基本的な条件を列挙している。当該規定によれば、親会社が子会社を吸収合併する取引には通常、合理的な事業目的があることを前提として、特殊税務処理を適用することができる。しかし、59号通達の第7条によれば、企業で“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”が発生した場合、当該条項に規定される追加的な条件も満たさなければ、特殊税務処理を適用することはできない。第7条の規定は実質的に、特殊税務処理が適用できる“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”を次の三つの場合に限定している。

- (一) 非居住者企業が100%の持分を直接保有する他の非居住者企業に、保有する中国居住者企業の持分を譲渡する場合。この場合、譲渡者である非居住者企業は少なくとも再編後の3年間、譲受者である非居住者企業の持分を譲渡しないことを前提とする。
- (二) 非居住者企業が100%の持分の直接保有関係を有する中国居住者企業に、保有する他の中国居住者企業の持分を譲渡する場合。
- (三) 中国居住者企業が保有する資産または持分をもって、100%の持分を直接保有する非居住者企業に投資する場合。

中国居住者企業の直接の国外出資者が他の国外企業に吸収合併されることにより、中国居住者企業の出資者が変更される場合の税務処理については、これまで論争があった。特に、特殊税務処理を適用できるか否かを判断する際、59号通達の第5条のみを考慮すればよいのか、あるいは第7条のクロスボーダー再編の規定も同時に考慮すべきなのかについて、実務上、異なる見解が存在していた。59号通達では、各再編(資産買収、持分買収、合併および分割等)を定義する際、統一的に“企業”という用語を用いており、“居住者企業”と“非居住者企業”とを区分していない。そのため、字面から見れば、国外の非居住者企業による合併取引にも第5条の合併の規定が適用される。また、59号通達では“持分買収”と“合併”をそれぞれ定義していることから、第7条にある“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”の字面のみを見れば、第7条は合併取引には適用できないことになる。上記の事案における原告の主張も、このような観点によるものである。

しかしながら、国家税務総局が2013年に公布した72号公告では、異なる理解を示しているようである。72号公告では、59号通達第7条第(一)項にある“非居住者企業が他の非居住者企業に中国居住者企業の持分を譲渡する場合”には、国外企業の分割、合併によって中国居住者企業の持分の譲渡が生じる場合が含まれると規定している。この規定は、中国居住者企業の直接の国外出資者が、当該出資者の中国国外の子会社に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の持分譲渡に対して、特殊税務処理の適用を認めることを意図していると、一般的には理解されている。しかし、この場合、直接の国外出資者が合併後に登記を抹消することに伴い、当該出資者が保有していた中国国外の子会社(即ち、中国居住者企業の持分の譲受者)の持分が上層の株主に譲渡されたものとみなせば、再編後の3年間、譲渡者は譲受者の持分を譲渡しないという条件を満たせないことになり、特殊税務処理の適用可能性にも疑問が生じ

ることになる。このことから、72号公告の公布は特殊税務処理の適用可能性をめぐる論争をすべて解決することにならず、新たな問題を生み出すことになったと言える。

上記の事案においても、この点について議論されたが、芝罘区人民法院は税務局の見解を支持する判決を下した。即ち、中国居住者企業の直接の国外出資者が他の国外企業に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の出資者の変更は、第7条にいう、企業で“中国国内と国外の間の持分および資産買収取引”が発生した場合に該当すると判断を示し、第7条の規定に基づき、上記の事案における納税者は特殊税務処理を適用できないとした。

また、税務局は上記の事案において、自らの見解を支持するために72号公告を引用した。59号通達の第7条第(一)項の状況に該当するのは、中国居住者企業の直接の国外出資者が、当該出資者の中国国外の子会社に吸収合併されることによって生じる中国居住者企業の持分の譲渡であるというのが、当該公告に対する税務局の理解であった。これに対して納税者は、72号公告は合併行為の後に公布されたものであり、上記の事案には適用されないと主張したが、この点についても法院は税務局の見解を支持し、納税者の主張を退けた。

特殊税務処理はM&A取引を奨励するために導入されたものであり、国務院が2014年に発布した国発[2014]14号の通達においても、特殊税務処理の適用範囲を拡大するという目標について述べられている。しかし、我々の実務上の経験によれば、再編取引(特にクロスボーダーの再編取引)に特殊税務処理を適用することにはなお一定の難しさがある。まず、59号通達の第7条の規定に基づき、特殊税務処理を適用できるクロスボーダーの再編取引の範囲は限定的であり、実務においてよく見られるクロスボーダーの再編取引(例えば、上記の事案におけるアップストリームの吸収合併)は含まれていない。また、現行の規定には曖昧さがあり、政策の理解およびその実行に関する不確実性が増すことになる。今後、政府が再編取引(特にクロスボーダーの再編取引)を促進するために、特殊税務処理の機能をさらに発揮させることを望むならば、現行の59号通達の第7条等の関連規定の見直しを行い、現行の規定および実務における問題点を明確にした上で、特殊税務処理を適用できるクロスボーダーの再編取引の範囲を拡大することの可能性について検討することが必要になるだろう。このことは、再編取引に係る税制の公平性と税法適用の確実性を高めることにもつながる。

なお、再編取引に対する各地の税務局の実務上の取扱いは一律ではない。例えば、上記の事案と類似する再編取引について、事前裁定⁴を申請する形で、特殊税務処理の適用について同意する旨の意見を所轄税務局から得て、実際に特殊税務処理を適用したという納税者もいる。中国は判例法の国家ではないが、上記の事案と類似する再編取引について、特殊税務処理の適用に同意する旨の意見を所轄税務局から得た納税者は、今回の判決の意義とその実質的な影響に留意する必要があるだろう。ある納税者の既に得ている事前裁定の結果が、状況が同じ他の事例の法院の判決と一致しない場合に、事前裁定の効力をどのように捉えるべきなのか、納税者が事前裁定に基づいて得た税務上の利益を取り消し得るのか、もし取り消し得るのであれば、法律の確定性の原則に反するのではないかといった問題があ

⁴ 中国にはまだ正式な事前裁定制度はないが、一部の地域では既に一定の納税者(例えば大企業)に対して、事前裁定の試みを行っているとの報道がある。

る。中国では現在、租税徴収管理法の改正作業が進められる中で、租税事前裁定制度の導入についても検討されている。当該制度の導入に向けて、上述した問題は慎重な研究を行うに値する課題と言えるだろう。

投資入門 Q&A 第8回 中国企業の持分価値評価の留意点

Q. 中国現地企業の持分価値の評価について、留意点を教えてください。

今回のテーマは、中国現地企業の持分価値評価です。中国企業の持分価値の評価方法は、基本的には日本企業の株式価値評価と大きな差異はありません。しかしながら、税務行政上の要請や、当該取引が中国国有資産の譲渡に該当する場合には特別な対応が必要になるなど、中国特有の留意点がいくつか存在します。

本稿では、持分価値評価の基礎と、中国特有の留意点について紹介します。

1. 持分価値評価の基礎

まず、持分価値評価の代表的なアプローチについて、簡単に概説します。

① コストアプローチ

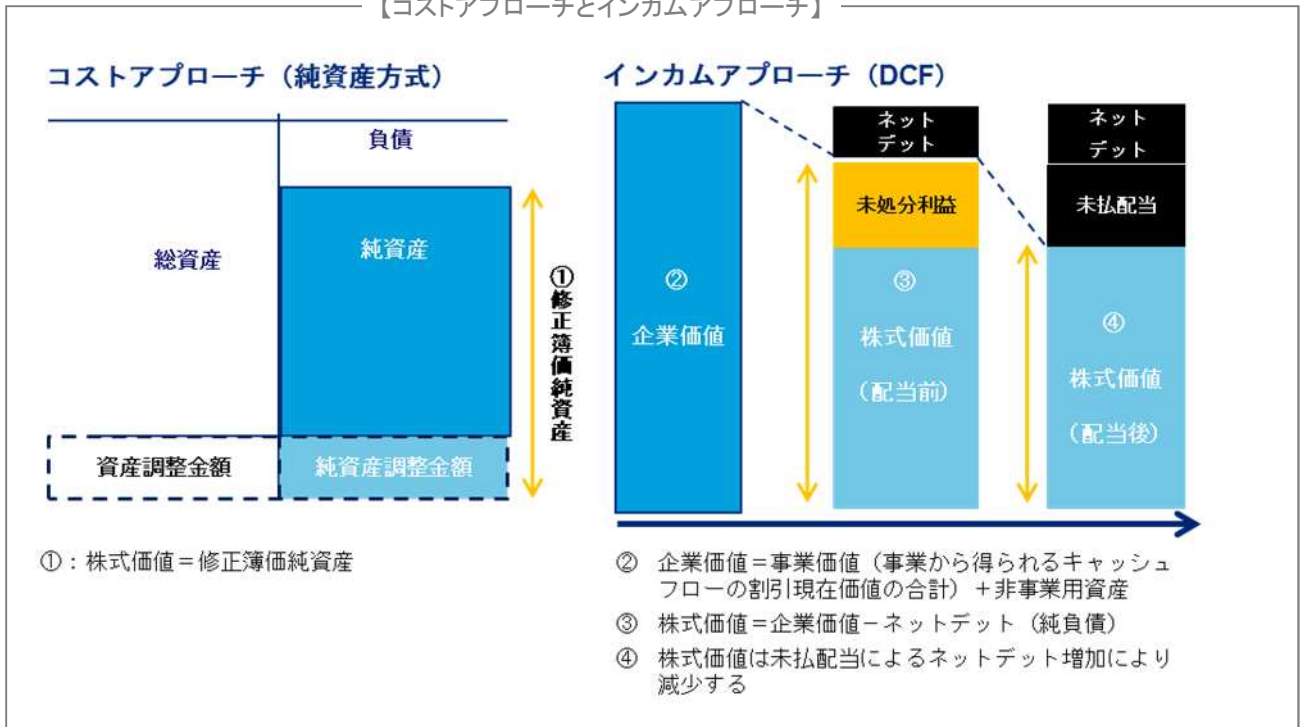
コストアプローチとは、評価対象会社の貸借対照表上の純資産をベースに株式価値を算定する方法です。簿価純資産法は貸借対照表の純資産を株式価値とする方法ですが、評価対象会社に多額の含み損益がある場合には、評価対象会社の価値を正確に表すことが出来ません。その場合、資産及び負債に含み損益等の重要な調整項目を加味する修正簿価純資産法が採用されます。また、清算を前提とした場合には資産及び負債を時価評価する時価純資産法が用いられます。

② インカムアプローチ

インカムアプローチとは、評価対象会社から期待される利益やフリーキャッシュフローに基づいて価値評価を行う方法です。代表的な方法としてはDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）があり、評価対象会社が創出すると期待される将来キャッシュフローを現在価値に割り引き、事業価値または株式価値を算定します。

③ マーケットアプローチ

マーケットアプローチとは、株式市場における株価、または評価対象会社と類似する同業他社の上場会社や類似取引との比較により相対的な価値を評価する方法です。類似会社の選定が難しいですが、一方で他のアプローチでの算定結果の比較対象とすることで、ベンチマークとして利用することが可能です。



2. 中国特有の留意点

さて、中国投資における持分価値評価の基本的な考え方として上記3法を使用することについては、「企業価値評価指導意見(試行)」(財務部 2004年)に「収益法(インカムアプローチ)」、「市場法(マーケットアプローチ)」、「成本法(コストアプローチ)」に関する規定があり、日本その他の国におけるM&Aと何ら異なることはありません。しかしながら、中国特有の事情から、評価を行う主体については以下のような要請があります。

① 原則的な取り扱い

「外国投資者による国内企業の買収合併に関する規定」(商務部令 2009年 第6号) 第14条によると、外国投資者が中国国内企業を買収する場合には、売買当事者は、中国国内において法に基づき設立された評価機構と契約することができるとされています。これは中国国内の資産が不当に低廉な価格で流出することを防ぐため、中国国内ライセンスを持つ評価機構の利用を認める趣旨ですが、当該評価機構の採用を強制するものではありません。

② 法的に現地評価機構等による評価が求められる場合

以下のケースにおいては、現地の評価機構等による評価報告書の提出が関連法規により要請されます。

A) 企業再編で特殊税務処理を採用する場合

企業再編で企業グループ内での持分の譲渡が行われる場合、税務処理においては一般税務処理と特殊税務処理のいずれかが適用されます。一般税務処理とは、譲渡対象資産の公正価値に基づいて再編取引を行う税務処理であり、譲渡側に譲渡損益が発生し、企業所得税が課税されることとなります。一方、特殊税務処理とは、税務

上は譲渡対象資産を簿価にて認識する税務処理であり、資産の譲渡損益にかかる課税を繰り延べることができ、日本の税制適格再編制度に類似する制度となっています⁵。特殊税務処理は持分を対価とした再編行為において一定の要件を満たす場合に選択可能であり、これを適用するには持分価値の証明資料として、資産評価報告書等の公正価値を証明できる資料を準備することが求められています(国家税務総局公告 2015年 第48号)。

B) 持分出資の際の工商登記

国家工商行政管理総局令 第39号では、中国国内の有限公司の持分を対価として投資を行う場合には、当該持分の評価について中国現地の評価機構による評価を行うことが規定されています。これは工商登記における要請であるため、特殊税務処理の選択の有無に関係なく具備する必要があると考えられます。

C) 国有資産譲渡に該当する場合

「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」(Vol.157 2015年12月号)の第4回記事でも触れましたが、組織再編の対象となる会社が中国国有企業との合弁企業である場合には、合弁相手の保有する持分は国有資産となるため、持分を買い取る際には国有資産評価を許可された資産評価機構に評価を委託しなければなりません。なお、最終的な譲渡価格は、当該評価機構による評価額の90%を下回ってはならず、下回る場合には取引が一時中断されることとなります(「企業国有財産権譲渡管理暫定規則」第13条)。

③ 明文化されていないものの、現地評価機構等による評価が求められる場合

外国企業の持分譲渡において、その譲渡価格の合理性を確認するために、資産評価報告書を、税務登記の変更時や非居住企業の納税申告時(持分譲渡日から7日以内)に税務局に提出することを求められる傾向があります。実務上、中国現地の資産評価機構が発行した評価報告書が推奨されるケースが散見されます。

これは売り手の持分売却益に対する課税において問題になるため、自身が買い手の場合には特段気にする必要はありませんが、事業撤退や企業グループ再編時の持分移動などで自身が売り手になる場合には留意が必要です。ただし地域によって取り扱いが異なるため、当地の税務局に事前に確認することが有用です。

3. 中国現地の資産評価機構に評価を依頼する場合の留意点

中国現地の資産評価機構を利用する際には、その評価結果が日本企業から見て不合理と思われる金額レンジで決定されることを事前に防ぐため、中国側の合弁相手等に任せてしまうのではなく、日本企業としても資産評価機構の選定プロセスから関与し、評価手法、評価結果のドラフトに関する協議を行うなど、評価結果が合理的なものとなるように積極的に働きかけることが肝要です。そのために現地の資産評価機構に詳しい M&A アドバイザーを起用し、当該アドバイザーを通じたコミュニケーションを行うことも有用です。

⁵詳細は、「中国の投資・会計・税務 Q&A 第6版」(デロイト トーマツ 中国サービスグループ編 中央経済社出版)を参照のこと。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子、DT弁護士法人 鄭林根
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited